

現 場 説 明 書

1 工 事 名 永平寺キャンパス エネルギーセンター照明器具更新工事

2 工事場所 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

3 工事の施工について

工事の施工に関しては、次の点に配慮すること。

- (1) 下請業者を選定する場合には、福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱によること。
- (2) 県内産の材料、製品等について、積極的に使用するよう努力し、資材の発注についても地元を活用するよう努めること。
- (3) 工事受注者の責任において、資材の運搬、工事車両の出入り、駐車場の設置について、大学関係者と十分調整し、法令順守の上、周辺道路の一般交通、安全等に支障の無いよう努めること。また、仮設計画等において、学生等の安全確保に十分配慮すること。
- (4) 本工事の工事範囲は、本学の大半の電力や熱源などを供給しているエネルギーセンターである。エネルギーセンターでは、本学の重要な機器や情報の管理を行っているため、作業開始に先立って片付けを行う期間、また作業終了後に元に戻す期間が必要である。
- (5) 機器の撤去・取付は、工事開始時期・完了時期等の工程および作業の調整を学校関係者と綿密に行い、エネルギーセンター職員への周知を徹底すること。
- (6) エネルギーセンターには、重要な通信機器が数多く設置されており、常に24時間体制で瞬断などの停止が許されない運用を行っている。機器等の損傷回避のため、適切に養生を行うなど細心の注意を払って施工すること。
- (7) 工事車両進入路等を含む工事において利用する範囲については、適切に養生を行うとともに、工事終了後は原状復旧を行うこと。
- (8) 大学施設の運営状況の把握に努め、日々の工程調整を綿密に行うこと。特に停電、断水、騒音、振動、粉じんを伴う作業等、大学の運営に支障のある作業については施設管理者と協議のうえ、支障がないよう細心の注意を払うこと。また、施設使用者、とりわけ学生等の安全確保に十分配慮すること。
- (9) 監督職員の事前承諾のもと、土曜日、日曜日、祝日に作業を行ってもよいものとする。ただし、以下の期間は工事を中断すること。
①令和7年11月3日（月）作業停電のため学内への入構禁止
- (10) 必要に応じて工事エリア周辺の清掃を行うこと。
- (11) 建設副産物
 - 1) 建設副産物、建設廃棄物は、現場で種類別に分類集積すること。
 - 2) 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等）が発生するときは、再資源化施設へ搬出すること。
 - 3) 再生資源となるものについては、中間処理を経て再利用を図ること。
 - 4) 建設廃棄物については、関係法令に従い適切に処理すること。
- (12) 施工にあたっては「福井県建設リサイクルガイドライン」に留意すること。
- (13) 建設現場において、感染症拡大防止対策として、手洗い・うがいなどの感染予防対応に加え、「密閉・密集・密接」の回避等の徹底をすること。
- (14) 据付にあたり耐震性確保の確認を行い、方針、計算、施工記録を提出すること。

4 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

5 労災補償に必要な法定外の保険契約について

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(令和元年法律第35号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)へ加入すること。

6 その他

- (1) 設計書に記載されている数量等は、参考である。
- (2) 問い合わせは、福井県立大学経営企画部財務課へ行うこと。
- (3) 本工事は、入札時に工事内訳書(細目別内訳までを含む。)の提出を求める工事である。提出がない場合、入札が無効(失格)となるので注意すること。